

イノシシ等の獣害を無くすために

■地域ぐるみの捕獲対策について

地域ぐるみのイノシシ捕獲対策とは、狩猟(わな)免許を持たない方でも、「従事者となるための条件」を満たせば箱わなの見まわり、エサまき、錯誤捕獲時のわなの再セットなどができるものです。

【従事者となるための条件】

- ・箱わなによる捕獲であること。
- ・捕獲従事者の中に狩猟(わな)免許所持者が含まれていること。
- ・狩猟免許を持たない従事者(補助者)は、狩猟(わな)免許所持者の指導・監督下で捕獲に従事すること。
- ・狩猟免許を持たない従事者(補助者)は仙台市が開催する捕獲技術講習会を年1回以上受講すること。

※捕獲されたイノシシの止めさしは、各猟友会捕獲隊の方が実施します。

仙台市では、平成27年3月から実施している青葉区芋沢地区に続き、平成27年12月からは青葉区大倉地区、上愛子地区、上川前地区、下川前地区、西川前地区においても、地域ぐるみのイノシシ捕獲対策を実施しています。

実施する際に受講が必要となる捕獲

技術講習会は宮城西市民センターと本沢集会所において行いました。東北

野生動物保護管理センター職員を講師として、イノシシの生態や効果的な捕獲方法等について講義を受け、その後、付近の箱わな設置箇所へ移動し、猟友会捕獲隊の方から箱わなの取扱いや構造について説明を受けました。

講習会には捕獲対策に従事される方以外にも参加されており、自分たちの地域は自分たちで守るといったイノシシ被害防除に対する積極的な姿勢がうかがえました。

捕獲対策では、各地区内に4基ずつ箱わなを設置し、各地区の許可を受けた10名前後の方が作業に従事しています。

この事業により、平成27年度中に30頭、今年度も6月末現在で5頭の捕獲実績があり、効果が出ています。

皆さんの地域でも、イノシシによる農作物の被害軽減を図り、地域またはご自分の農地などを守るため、地域ぐるみの捕獲対策の実施を検討してみたいかがでしょうか。



講習会には計 100 名の方が参加されました



猟友会捕獲隊の方から箱わなの説明を受ける地域の皆さん

電気柵の安全確認のお願い

市販の電気柵については、その使用方法を守り、適切に管理していれば、安全に使用できますが、改造を行ったり、決められた安全装置(漏電遮断器

や電気柵用電源装置)を使わずに設置するのは、事故の原因となりますので、絶対に行わないでください。

【主な注意点】

ご家庭用のコンセントを電源として、電気柵用電源装置を通さずに直付けするのは、法令違反であり、設置したご本人ばかりでなく、ご家族や近隣の方等にも大きな迷惑をかける大変危険な行為ですので、絶対に行わないでください。

電気柵の電源については、①ご家庭で使用しているコンセント、②乾電池やバッテリー12V、③ソーラーが主なものになっており、電源の種類によって、法令により定められている安全装置を設置しなければなりません。

①を電源とする場合、漏電遮断器(PSEマーク付き)を必ず接続し、電気柵用電源装置(PSEマーク付き)を通してください。

②、③を電源とする場合、必ず電気柵用電源装置を通してください。

また、電源に関わらず、電気柵には必ず周囲の方が容易に視認できる箇所に「危険表示板」を掲示してください。

この季節は子どもが夏休み期間であるとともにお盆等で帰省されてきた方などが電気柵の設置箇所の近辺に立ち入る機会も増えると思われるので、今一度、電気柵の安全確認をお願いいたします。

クマの出没にご注意ください

今年各地で例年以上にクマの出没が相次ぎ、人身被害も多発しています。農作業の際には、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

○ 農作業を行う際に注意すべきこと

- ・ ラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールする。
- ・ クマ類の出没情報に注意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付ける。
- ・ 森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートになりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行う。
- ・ 頻繁にクマ類が出没する地域では、できるだけ単独での作業は避ける。

○ 誘引物の除去

- ・ クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等の適切な処理。
- ・ 農地では果樹園が最も被害を受けやすいので、収穫後の放置果実は適切に除去する。
- ・ クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底する。

・ 草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるので、保管場所等に注意する。

【近くにクマがいることに気がついた場合】

- ・ 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れましょう。
- ・ クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。

■ご利用ください

侵入防止柵設置などの補助

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、イノシシ等による農作物被害の防止対策を行う団体等に対して、侵入防止柵の設置をはじめとする自主防除に必要な経費の一部補助を実施しています。

一・ 助成の内容

- (1) 農作物被害防止施設（電気柵等）の設置
ア 防除用施設の延長が連続して、概ね千 m 以上の場合：事業費の 3 分の 2 以内（千 m あたり 33 万円を限度）
イ ア以外の場合：事業費の 3 分の 1 以内（百 m あたり 3 万円を限度）
- (2) イノシシ用捕獲檻（クマ脱出口付き）：購入経費の 2 分の 1 以内（1 基あたり 6 万円を限度）
- (3) 狩猟（わな）免許試験講習会受講料に対する助成：農業者 1 人 1 回限り 7 千円
- (4) 狩猟（銃）免許試験講習会受講料に対する助成：1 人 1 回限り 7 千円
- (5) 猟銃等講習会（初心者）受講料に対する助成：1 人 1 回限り 6 千 8 百円

二・ 事業対象者

農業者等が組織する団体（3 名以上）または町内会等

※一・ 助成の内容(4)と(5)は農業者に限定しません。また、事後申請は対象とはなりませんので、事業実施前の申請をお願いします。

三・ 事業期間

平成 29 年 2 月未まで

お問い合わせ先

地域ぐるみのイノシシ捕獲対策や地域における侵入防止柵の設置など、農作物有害鳥獣に関する相談、要望等がございましたら、お気軽に左記までご連絡ください。

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会

（事務局：仙台市農業振興課）電話 214-8334

■狩猟免許を取得してみませんか？

地域での被害防除対策を行う際、捕獲は防護と並び重要な対策となります。

平成 28 年度の今後の狩猟免許試験及び講習会の日程は次のとおりです。

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、講習会受講料の助成を行っています。助成を受ける場合は、上記をご参照ください。

内容	日程	会場	お問合せ先
狩猟免許試験	8/28(日)	宮城県行政庁舎	仙台地方振興事務所 林業振興部森林管理班 (022) 275-9253
	9/24(土)	宮城県大河原合同庁舎	
	10/19(水)	蔵王町ふるさと文化会館 (わなのみ)	
受験者用講習会	8/17(水)	宮城県登米合同庁舎	(社)宮城県猟友会 (022) 276-2481
	8/20(土)	宮城県仙台合同庁舎	
	9/13(火)	宮城県大河原合同庁舎	
	9/16(金)	宮城県大崎合同庁舎	
	10/6(木)	宮城県クレー射撃場 (わなのみ)	
	10/12(水)	宮城県登米合同庁舎 (わなのみ)	